

岐阜県水源林等公有林化推進事業実施要領

[平成29年4月1日付け恵森第721号林政部長通知]

第1 総則

水源林等公有林化推進事業の事務の取扱については、岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和40年4月17日訓令甲第8号）、岐阜県公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（昭和44年3月14日44監第411号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 事業主体

事業主体は岐阜県とする。

第3 事業の目的

水源涵養機能が高いと判断される森林のうち、早急に公的な管理を行う必要があると判断される森林について、県による公有林化を進め、適切な森林管理を図ることで、地域住民の安全で快適な生活環境を守ることを目的とする。

第4 採択基準

事業の実施対象地は、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 岐阜県水源林公有林化支援事業実施要領第3（1）に規定する森林、又は市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林（水源涵養機能）に位置づけられていること。
- (2) 森林法第5条に規定する森林であること。
- (3) 無立木地ではないこと。
- (4) 1団地の面積が1ha以上であること。
- (5) 対象地の境界が確定しており測量済みであること。
- (6) 相続等の登記が完了していること。
- (7) 分収林契約に基づく地上権設定以外の権利が設定されていないこと。
- (8) その他知事が必要と認める森林。

第5 対象事業費

対象事業費は、取得する森林の土地代、立木代若しくは分収林契約に基づく分収権及び調査費等とする。

第6 事業計画

- 1 県による森林の取得を希望する者（以下「申請者」という。）は、要望書（様式第1～4号）により対象森林が所在する市町村長へ提出するものとする。
- 2 申請者は、土地の権利を有する全ての権利者を以てのみ申請することができる。
- 3 市町村長は、要望書の提出があったときは第4の基準に適合しているか確認のうえ、計画箇所（様式第5号）に要望書を添えて知事へ提出するものとする。

第7 計画箇所の決定

知事は、市町村長から提出された計画箇所（様式第5号）を審査し、予算の範囲内で事業実施箇所を決定（様式第7号）し、審査結果を市町村長へ通知するものとする。

第8 事業実施

知事は、決定箇所について申請者との交渉手続きを行うものとする。

第9 事業実施の中止

知事は、交渉の合意が得られない等の理由により、事業の中止を決定（様式第8号）したときは、市町村長へ通知するものとする。

第10 事業の完了

知事は、所有権移転登記が完了（様式第9号）したときは、市町村長へ通知するものとする。

第11 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和元年5月31日から施行する。